

柏崎市有害鳥獣捕獲担い手（銃猟）緊急確保事業補助金

第1種銃猟免許等の新規取得費用を補助します

- 有害鳥獣の捕獲をするために、第1種銃猟免許の新規取得または、猟銃若しくはライフル銃の新規所持許可申請に要した経費の一部について補助します。
- ※ 「有害鳥獣」とは農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣をいいます。
- 補助対象経費に制限等がありますので、補助を検討されている方は、お早めに申請ください。

| | | |
|---------|--|--|
| 補助対象者 | ◇ 以下の全ての条件を満たす方 1 市内に住所を有する方 2 市税に滞納のない方 3 第1種銃猟免許の新規取得または、猟銃の所持許可証の交付を受けた者若しくはライフル銃の新規所持許可の交付を受けた者で市が行う有害鳥獣捕獲業務に協力することを承諾した方 | |
| 補助対象経費 | ◇ 第1種銃猟免許の新規取得に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> • 健康診断料 • ハンター保険料 |
| | ◇ 猟銃の所持許可の取得要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> • 健康診断料 • 所持許可の取得のための講習料 • ハンター保険料 |
| | ◇ ライフル銃の新規所持許可申請に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> • 射撃教習受講料 • 健康診断料 • ハンター保険料 |
| 補助率・限度額 | ◇ 補助金の額は、補助対象経費実費相当額10分の10以内とする。ただし、補助対象者1人につき54,000円を上限とする。 | |
| 申請方法 | ◇ 補助金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添えて提出して下さい。 | |

- 上記は令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までに実施する方が対象です。
- 暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用できません。
- 予算額に達し次第、受付けを終了します。

問合せ・申請先

〒945-8511 柏崎市日石町2-1 柏崎市環境課

TEL : 0257-21-2279 e-mail : kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp